

2006年7月1日施行の 「国民年金保険料の多段階免除制度(4段階)」

(2006.6.5作成)

- 2004年の年金制度の改正における「2006年度施行分」の概要を示すなかで、説明する。

(1) 国民年金保険料の引き上げ (2006年4月～)

国民年金保険料: 月額 13,860 円

(2) 厚生年金保険料率の引き上げ (2006年9月～)

146.42/1000(毎年 3.54/1000 ずつ引き上げられる)

(3) 障害基礎年金と厚生年金の併給が可能 (2006年4月～)

従来、障害基礎年金と老齢厚生年金の受給権をともに持つ人は、両方の年金をあわせて受け取ることができず、どちらかの年金を選択して受け取るという取扱いとなっていたが、65歳以降なら障害基礎年金と老齢厚生年金をあわせて受け取れるようになり、また 65歳以降は、障害基礎年金と遺族厚生年金もあわせて受け取れるようになった。

(4) 標準報酬月額 of 報酬の支払い基礎日数を 20 日から 17 日以上に改正 (2006年7月～)

標準報酬月額の定時決定、随時改定、育児終了後の改定の算定対象となる月の報酬の支払い基礎日数を 20 日から 17 日以上に改正。

(5) 国民年金保険料の「3/4」「1/4」免除の導入 (2006年7月～)

国民年金の保険料は、被保険者(国民年金法の第1号被保険者<任意加入被保険者、特例任意加入被保険者を除く>で、第2号・第3号被保険者は除く)の負担能力に応じた設定を行い、被保険者が納付しやすい環境整備を図る必要があるとして、国民年金保険料の4段階の免除制度が2006年7月から導入されることになった。これまでは、「全額免除」と「半額免除」(2002年度から導入)の2段階となっていた保険料免除制度に、新たに「1/4免除」と「3/4免除」の2段階が追加され、被保険者の所得水準に応じた多段階(4段階)の免除制度となる。多段階免除制度は「申請による保険料の免除」であり、「法定免除」、「学生等の保険料納付特例」、「20歳以上30歳未満の第1号被保険者にかかる保険料納付特例」(2005年4月施行)の規定については従来通りである。



近時、「あの社会保険庁」の「不正免除」の発覚で、さらにこの免除制度の考えのいい加減さ(効果がほとんど見込めない)の確信をもった。あほらしくて、このような説明もしたくないほどであるが、ひょっとして「国家試験」に出題されるとも限らないのでこの資料を作った。